

8-2 上級愛玩動物飼養管理士認定規則

(目 的)

第1条 この規則は、上級愛玩動物飼養管理士（以下「上級管理士」という。）の認定に関する事項を定めるものである。

(上級管理士)

第2条 上級管理士制度は、1級愛玩動物飼養管理士の資格取得者及び公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「協会」という。）の会員が、愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動に関してより一層の研鑽を図ることを推奨するとともに、その活動実績を適確に評価することを目的とする。

2 上級管理士とは、愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動などに関する実践的能力及び経験を有する者として公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「協会」という。）より認定登録された者をいう。

3 上級管理士は動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の関係法令をよく理解し、その運用に関し国及び地方公共団体に協力して前項の活動を行うよう努めなければならない。

4 上級管理士の英語名称は「Active Pet Care Adviser（略称APCA）」とする。

(認定評価基準)

第3条 上級管理士は、次の基準を満たした場合に認定登録する。なお、特にすぐれた業績を有すると上級管理士審査会が認めた場合にあっては、(1)及び(2)に関する基準の一部の適用を免ずることができる。

(1)「マネジメント能力や協調性」、「適正飼養の普及啓発活動の実施経験」、「知識や情報の収集活動実績」、「意欲や熱意」の4種類の活動評価項目について、2年以上にわたる所定の実績があると認められること

(2) 愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動の実施に関して、所定の思考力や倫理感を有していると認められること

(3) 上級管理士の認定登録時に1級愛玩動物飼養管理士の資格を取得していること

(4) 協会の会員であること

(上級管理士の認定審査)

第4条 上級管理士の認定登録を行うため、上級管理士審査会を設置する。

(資格認定)

第5条 認定登録プログラムへの参加は、資格認定をしようとする年の2月末日までに行わなければならない。

2 資格認定（更新を含む。以下同じ）の申請は、新規認定申請の場合は過去2年間、更新申請の場合は過去3年間の活動実績記録を添えて、4月末日までに行わなければならない。

- 3 認定審査の合格者は、上級管理士審査会の答申を踏まえて理事会の議決により会長が決定する。
- 4 資格認定の審査結果は、6月末日までに申請者に通知しなければならない。
- 5 上級管理士の資格認定は、上級管理士名簿に登録することによって行う。
- 5 資格認定の登録をしようとする者は、協会に対して認定登録料を納入しなければならない。
- 6 会長は、上級管理士として登録された者に対して資格認定証を交付しなければならない。
- 7 合否通知の有効期間は2カ月間とする。有効期間内に認定登録を行わなかった者の合格は、災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、無効とする。
- 8 資格認定の有効期間は、資格取得または資格更新年度より3カ年度後の9月末日までとする。

(合格及び資格認定の取消し)

第6条 次の各号の一に該当するときは、会長は、上級管理士審査会の答申を踏まえて理事会の議決によりその資格の認定を取り消すことができる。この場合、当該取消しを受ける者に対しては、当該事案について弁明の機会を与えなければならない。

(1) 資格の認定申請内容に、虚偽または不正があったことが判明したとき

(2) 「上級管理士」の名称を利用して、公序良俗に反する行為を行うなど本協会の資格認定事業に関する社会的評価を侵害する行為をしたと認められるとき

(上級管理士の認定登録料など)

第7条 上級管理士の認定登録プログラムの参加料、認定登録料、認定登録の更新料は、次のとおりとする。なお、認定登録プログラムの参加料は当該プログラムの参加申し込み時に支払うものとし、有効期間は最長で3カ年度とする。また、認定登録料の納入期限は合否判定通知を受け取ってから2カ月以内とし、認定登録の更新料は更新をしようとする時に支払うものとする。

(1) 認定登録プログラムの参加料 5,000 円

(2) 認定登録料 10,000 円

(3) 認定登録の更新料 5,000 円

(抛出金品の不返還)

第8条 原則として既納の認定登録の参加料、認定登録料及び更新料は返還しない。

(資格認定証の記載事項)

第9条 認定規則第5条第3項に定める資格認定証の記載事項は次の各号の通りとする。

(1) 氏名

(2) 認定登録番号

(3) 交付日 (資格認定証の効力発生日)

(資格認定証の書換)

第 10 条 前条第 1 号の記載事項に関する変更の申し出があった場合、会長は、資格認定証を書き換えて交付しなければならない。

(資格認定証の再交付)

第 11 条

資格認定証の忘失等による再交付の申し出があったときは、会長は、速やかに資格認定証を再交付しなければならない。

(書類の保管)

第 12 条 書類の保管期間は次の各号の通りとする。

(1) 上級管理士名簿 終身

(2) その他の書類 4 年

(認定細則の規定)

第 13 条 この規則に基づき、具体的な事項は細則に定める。

(改 廃)

第 14 条 この規則の改廃は、理事会の議決によって行う。

付 則

1. この規則は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

上級愛玩動物飼養管理士認定基準細則

(目 的)

第1条 この細則は、上級愛玩動物飼養管理士（以下「上級管理士」という。）認定規則（以下「認定規則」という。）第13条に基づき、上級管理士の認定基準等に関する具体的な事項を定めるものである。

(評点)

第3条 認定規則第3条第1号に規定された認定基準に関する4項目の評点は、別表のとおりとする。（新規認定登録の基準点）

第4条 新規認定の場合の合格基準点は、連続した2カ年度または連続した3カ年度のうちの2年間における活動評価点の総合計点が140点以上であるとともに、当該2年間にかかる各1年間の活動評価点の総合計点が40点以上、かつ各1年間の各活動評価項目ごとの個別評価点が3点以上であることとする。

(更新時の基準点)

第5条 認定登録の更新の場合の合格基準点は、連続した3カ年度における活動評価点の総合計点が100点以上であるとともに、当該3カ年度にかかる各1年間の活動評価点の総合計点が30点以上、かつ各1年間の各活動評価項目ごとの個別評価点が3点以上であることとする。

(思考力や倫理感の評価)

第6条 認定規則第3条第2号に規定された認定基準に関する評価は、「愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動の実施において経験した問題点とそれを解決するために実施したこと」についてのレポートの提出によって行う。

2 当該レポートの評価基準は、レポートの内容から愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発に関する実践的活動を実施するに足る思考力や倫理感を有していると認められること、レポートの論旨構成が明確であることとする。

3 当該レポートは、ワープロによって作成・印字されたものでなければならないこととする。

4 当該評価は、新規認定登録の時にのみ行うものとする。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議決によって行う。

付 則

1. この規則は、平成27年3月9日から施行する。

別表

活動評価項目 1 マネージメント能力や協調性（上限 10 点）

①	日本愛玩動物協会の支所長を務めた（10 点）
②	日本愛玩動物協会の支所（協会本部を含む）が主催または関与する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った（1 回：3 点、2 回：6 点、3 回～：10 点）
③	自治体の動物愛護推進員を務めた（2 点）
④	日本愛玩動物協会以外のペット関連団体が主催する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った（3 点）
⑤	自治会や P T A 等のボランティア団体の役員、会社の管理職を務めた（1 団体：3 点、2 団体～：5 点）

活動評価項目 2 適正飼養の普及啓発活動業務の実施経験（上限 20 点）

①	日本愛玩動物協会の支所が主催または関与する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った（1 回：5 点、2 回：12 点、3 回～：20 点）
②	行政機関が主催する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った（1 回：2 点、2 回～：4 点）
③	日本愛玩動物協会以外のペット関連団体が主催する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った（1 回：1 点、2 回～：2 点）

活動評価項目 3 知識や情報の収集活動実績（上限 15 点）

①	日本愛玩動物協会の会員になって機関誌を購読した（8 点）
②	協会のホームページを閲覧した（年 1 回～5 回：1 点、年 5 回～：2 点）
③	日本愛玩動物協会の本部または支所活動行事に参加者として参加した（1 回：3 点、2 回：6 点、3 回～：8 点）
④	ペット関係のシンポジウムやセミナーに参加した（1 回：2 点、2 回：4 点、3 回～：5 点）
⑤	動物愛護管理関係の文献を読んだ（1 冊：2 点、2 冊以上：4 点）

活動評価項目 4 意欲や熱意（上限 15 点）

①	ペットを飼っている（8 点）
②	日本愛玩動物協会の支所協力会員として登録している（4 点）
③	知人等にペットについて学ぶことの重要性を広めた（普及啓発切手を購入・使用した：3 点、普及啓発ステッカーを購入・貼付した：3 点、日本愛玩動物協会の機関誌やリーフレットを知人等に紹介した：2 点）
④	日本愛玩動物協会または全国緊急災害時動物救援本部などのペット関連団体に 3 千円以上の寄付をした（4 点）